

平成24年度パトロール指導・指摘事項

指導・指摘事項	件数	ポイント							
● 熱中症対策の徹底を図ること	6	3	1	1	1				
● 粉じん災害防止対策を図ること	2	2							
● 機械・クレーン計画書の作成・周知の徹底を図る	19	1	4	4	3	2	3	1	1
● 高所作業における親綱・安全帯の点検・保管の徹底を図る	1	1							
● リスク評価の整合性を求める(評価が甘い等)	14	1	3	4	2	1	1	1	1
● 現場統責者による現場巡視・記録がされていない(毎日でない)	15	5	1	3	1	2	1	1	1
● リスクアセスメントの取組が急務である(実施していない)	9	4	3	1	1				
● 安全通路が確保されていない	4	1	2	1					
● 災害防止協議会の開催及び記録保管(記録なしを含む)	10	2	1	1	1	2	1	1	1
● 架空線下作業における旗等の表示が必要である	7	2	1	2	1	1			
● 作業主任者の表示(職務内容を含めて)	2	1	1						
● 安全日誌は毎日記録すること(必要事項記載不足を含めて)	4	2	1	1					
● 足場組立後の法定点検が未実施(事業者・注文者)	1	1							
● 単管手摺にボンジョイントが使用されていた	1	1							
● 足場組立図及び構造計算による安全性の検討がされていない	1	1							
● 小型移動式クレーン(ユニック)の作業計画書が作成されていない	2	1	1						
● 架空線下作業において監視員の適正配置がされていない	1	1							
● 合図者・誘導員の適正配置がされていない	9	2	2	3	2				
● 消火器の設置は1火源1消火器となっていない	2	1	1						
● 玉掛けワイヤーの保管状況が悪い(路上に放置)	1	1							
● 危険物(ガソリン等)が炎天下で放置されている	1	1							
● 分電盤前に資材等を置かないこと及び施錠をする	2	1	1						

● 足場板と足場板とのすき間が広すぎる	1	1							
● 足場開口部付近での作業において安全帯の使用をすること	1	1							
● 墜落防止措置方法(法肩)が間違っている(コーン等)	3	2	1						
● 安全掲示物がされていない(少ないも含む)	2	1	1						
● 足場の日常点検がされていない	3	1	1	1					
● 足場からの落下防止措置がない	2	1	1						
● 車両系建設機械のキーの保管がされていない(離れる場合の抜き)	1	1							
● 機械等の持ち込み許可がされていない	3	1	1	1					
● 移動式足場(ローリング)のストッパーを常時かけること	1	1							
● 立入禁止措置方法を明確にすること	5	3	1	1					
● 安全衛生管理計画書作成がされていない	1	1							
● 適正な作業手順になっていない	2	1	1						
● 昇降設備が設置されていない	1	1							
● 脚立の適正使用(梯子使用をしないこと)	1	1							
● 支保工(サポート)の転倒防止措置が必要である	1	1							

集計表

	指導・指摘事項	件数	(%)
A	機械・クレーン計画書の作成・周知の徹底を図る	19	13.4
B	現場統責者による現場巡視・記録がされていない(毎日でない)	15	10.6
C	リスク評価の整合性を求める(評価が甘い等)	14	9.9
D	リスクアセスメントの取組が急務である(実施していない)	9	6.3
E	災害防止協議会の開催及び記録保管(記録なしを含む)	10	7.0
F	合図者・誘導員の適正配置がされていない	9	6.3
G	架空線下作業における旗等の表示が必要である	7	4.9
H	熱中症対策の徹底を図ること	6	4.2
I	その他	53	37.3
		142	100.0

パトロール指摘事項

